

○國學院大學出版助成に関する規程施行細則

平成16年7月5日

改正 平成16年12月6日

平成19年5月7日

平成20年5月27日

平成23年3月1日

平成25年4月16日

平成28年2月16日

第1条 この細則は、國學院大學出版助成に関する規程（以下、「出版規程」という。）第2条、第3条、第4条及び第13条に基づき、同規程の運用に必要な事項を定める。

第2条 助成金の限度額は、次のとおりとする。

（甲）1件につき150万円

（乙）1件につき100万円

（丙）1件につき100万円

2 助成の対象は直接出版費とする。

第3条 前条第2項に定める直接出版費は、組版代、製版代、印刷代、用紙代、製本代、消費税とする。

第4条 出版規程第3条第1項（丙）の学術研究成果に基づく教育図書は、本学の初年次教育及び教養総合科目等、本学の学生に対し共通に教育すべき科目についての教科用図書のみを対象とするものとする。

第5条 出版規程第3条第1項（甲）又は（乙）により助成金の申請をしようとする者は、出版に関する別に定める様式による申請書に見積書及び執筆原稿等を添付し、当年度の7月末日までに学長に申請する。

2 出版規程第3条第1項（乙）に基づく学術図書について前項により申請した者は、その執筆原稿等について2名以上の評価委員による評価を受けなければならない。

3 前項の規定による評価委員は、出版規程第5条の2第1項により、國學院大學特別研究助成に関する委員会（以下「委員会」という。）が当該申請者の所属する学部等の長の推薦に基づき、本学専任教員から委嘱するものとする。

第5条の2 出版規程第3条第1項（丙）により助成金の申請をしようとする者は、申請書に見積書及び出版物の概要を添付し、当年度の9月中旬までに学長に申請する。

2 前項により申請し、出版規程第7条に規定する内示決定の通知を受けた者は、翌年度の

7月末日までに完成原稿を國學院大學特別研究助成に関する委員会（以下「委員会」という。）に提出し、2名以上の評価委員による評価を受けなければならない。

- 3 前項の規定による評価委員は、出版規程第7条の2第1項により、委員会が教育開発推進機構長の推薦に基づき、本学専任教員から委嘱する。この場合において、教育開発推進機構長は当該申請者の所属する学部等の長又は当該申請に係る教科用図書の内容に関連する学部等の長と相談のうえ、評価委員を委嘱するものとする。

第6条 本助成金の交付を受けた者は、助成を受けた翌年度の4月末日までに当該出版物を、研究開発推進機構事務課を通じて大学に5部献本する。

- 2 前項による献本は、理事長、学長に配付し、その他は次の部署が保管する。

- (1) 広報課

- (2) 図書館事務課

- (3) 研究開発推進機構事務課

第7条 助成を受けた者が、出版を中止又は辞退するときは、すみやかに研究開発推進機構事務課を通じて学長に届け出なければならない。

- 2 学長は、助成金の交付を受けた者が、國學院大學就業規則第60条による懲戒を受けたときは、助成を取り消すことができる。

- 3 助成の辞退又は取り消しを受けた者は、助成金の全額を返還しなければならない。

第8条 この細則の改廃は、出版規程第11条を準用する。

附 則

この細則は、平成16年7月5日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年12月6日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年5月7日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。